

グローバル・フードバリューチェーン推進に係る公的機関の支援ツール

2019年6月現在

No.	区分	支援ツール名	支援内容	支援対象	連絡先	
					組織名	電話番号等
1	個別相談	海外投資アドバイザー	「海外投資アドバイザー」をアジアの投資・貿易の重点国を中心に配置。投資・貿易に関わる現地制度や産業情報の収集・提供、諸手続などを中心にきめ細かくアドバイス。※北京、上海、バンコク、ムンバイ、チェンナイ、アーメダバード、クアラルンプール、ヤンゴン、プノンペン、シンガポール、マニラ、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、ニューデリー(上海、バンコク、ヤンゴンは各2名) [関連リンク: https://www.jetro.go.jp/services/advisor/]	対象国における日系企業	日本貿易振興機構 (ジェトロ)	ビジネス展開支援課 Tel:03-3582-5017
2	個別相談・市場開拓支援	ビジネス・サポート・センター	海外進出を具体的に進めている企業等に対し、現地でのビジネス立ち上げに必要な投資制度情報・ノウハウのアドバイスと貸オフィス機能が融合したサービスを提供。 [関連リンク: https://www.jetro.go.jp/services/bsc/]	海外進出を具体的に進めている企業等	日本貿易振興機構 (ジェトロ)	ビジネス展開支援課 Tel:03-3582-5017
3	個別相談	中小企業海外展開現地支援プラットフォーム	多様化する中小企業の個別相談への対応を強化するため、専任コーディネーターを配置するとともに、現地の各支援機関とのネットワークを強化の上、必要なサービスの提供や紹介等を実施。 [関連リンク: https://www.jetro.go.jp/services/platform/]	中小企業	日本貿易振興機構 (ジェトロ)	ビジネス展開支援課 Tel:03-3582-5017
4	市場開拓支援	新輸出大国コンソーシアム	○政府系機関、地域の金融機関や商工会議所など国内各地域の企業支援機関が幅広く結集し、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行う枠組みのもと支援を提供。 ○「新輸出大国コンシェルジュ」が水先案内人となり、支援対象企業からの相談、支援依頼に対応。企業の課題やニーズに合わせて、各支援機関が提供するサービスやハンズオン支援を案内。 [関連リンク: https://www.jetro.go.jp/consortium/]	海外展開を進めようとする/進めている企業等	日本貿易振興機構 (ジェトロ) 【事務局】	サポートホットライン Tel:03-3582-8333(9時～18時 土日、祝祭日を除く)
5	市場開拓支援	海外におけるEC販売プロジェクト(JAPAN MALL事業)	○海外有力ECサイトに日本商品の特設サイトを設置、海外ECサイトによる販売を支援。EC事業者との商談仲介、輸出時のサポート、販売時のプロモーション支援を実施。 ○商品は海外EC事業者による買取が条件のため、リスクが低く、継続輸出の可能性が高い取組。 [関連リンク: https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall.html]	海外販路開拓に関心を有する中堅・中小企業等	日本貿易振興機構 (ジェトロ)	EC・流通ビジネス課 Tel:03-3582-5227
6	情報提供	国・地域別情報(海外情報ファイル)	世界約70カ国・地域について、日本からの貿易(輸出・輸入)や進出に必要な制度情報やビジネス関連情報を掲載。また、当該国・地域についての情報、統計を検索、データの比較表示も可能。 [関連リンク: https://www.jetro.go.jp/world/search/]	広く公開情報を提供	日本貿易振興機構 (ジェトロ)	海外調査企画課 Tel:03-3582-5195

No.	区分	支援ツール名	支援内容	支援対象	連絡先	
					組織名	電話番号等
7	情報提供	ビジネス短信	海外事務所のネットワークを通じて収集したビジネスニュース(政治・経済動向、制度情報、統計、有力者の発言など)を速報記事としてウェブサイトに掲載。 [関連リンク: https://www.jetro.go.jp/biznews.html]	広く公開情報を提供	日本貿易振興機構 (ジェトロ)	海外調査企画課 Tel:03-3582-3518
8	情報提供	地域・分析レポート	海外の主要国・地域の政治・経済動向について、分析や解説を加えたレポートをウェブサイトに掲載。 [関連リンク: https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/]	広く公開情報を提供	日本貿易振興機構 (ジェトロ)	海外調査企画課 Tel:03-3582-0764
9	情報提供	調査レポート	各種調査レポート・報告書を検索・閲覧可能。 [関連リンク: https://www.jetro.go.jp/world/reports/]	広く公開情報を提供	日本貿易振興機構 (ジェトロ)	海外調査企画課 Tel:03-3582-5195
10	情報提供	TPP11について	TPP11の基本情報に加え、物品貿易のメリットを想定した特恵関税活用に関する情報を中心に提供。 [関連リンク: https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/]	広く公開情報を提供	日本貿易振興機構 (ジェトロ)	海外調査企画課 Tel:03-3582-5544
11	情報提供	日EU経済連携協定(EPA)について	日EU・EPAに関する情報を随時提供。最新ニュースやEPAの活用について、また欧州ビジネスに取り組む企業事例等も掲載。 [関連リンク: https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa/]	広く公開情報を提供	日本貿易振興機構 (ジェトロ)	海外調査企画課 Tel:03-3582-5544
12	情報提供	進出日系企業実態調査	地域別に日系現地法人を対象に調査を実施。営業見通し、今後の事業展開、経営上の課題等を地域毎・業種毎に分析し、分析した結果を情報提供。 [関連リンク: https://www.jetro.go.jp/world/business_environment/genchihoujin.html]	広く公開情報を提供	日本貿易振興機構 (ジェトロ)	海外調査企画課 Tel:03-3582-5544
13	資金調達(融資)	投資金融	日本企業が、海外において行う生産・販売事業やインフラ事業、海外M&A等を行う際の資金に対して融資を行うもの。	海外において事業を行う日本企業	国際協力銀行(JBIC)	産業ファイナンス部門産業投資・貿易部第1ユニット Tel:03-5218-3574

No.	区分	支援ツール名	支援内容	支援対象	連絡先	
					組織名	電話番号等
14	資金調達(出資)	出資	日本企業が、海外において行う生産・販売事業やインフラ事業、海外M&A等を行う際の資金に対して出資を行うもの。 また、ロシアに関しては、ロシア連邦の政府系ファンドであるロシア直接投資基金(RDIF)との共同投資枠組みを設立しており、日本企業のロシア向けビジネスを支援。	海外において事業を行う日本企業等	国際協力銀行(JBIC)	エクイティファイナンス部門エクイティ・インベストメント部 第3ユニット Tel:03-5218-3433
15	資金調達(融資)	輸出金融	日本企業の機械・設備や技術等の輸出を対象とした融資で、外国の輸入者または外国の金融機関等向けに供与するもの(原則として開発途上地域向け)。	機械・設備や技術等を輸出する日本企業	国際協力銀行(JBIC)	産業ファイナンス部門産業投資・貿易部第1ユニット Tel:03-5218-3574
16	保険(貿易取引)	貿易一般保険	カントリーリスク(戦争・内乱、自然災害、輸入制限、外貨規制、等)や輸出相手先の倒産などによる貨物の船積不能、または、カントリーリスクや輸出相手先の破産や資金繰り悪化により支払が不能となった場合に輸出者が被る損失を補填する。 (農産品そのものの輸出に限らず、農業機械等関連する機器を海外に輸出する場合なども利用可能)	本邦からの出荷または第三国からの貨物調達(仲介取引)を行う日本企業	日本貿易保険(NEXI)	本店営業第一部 Tel:0120-671-094 大阪支店 Tel:0120-649-818
17	保険(貿易取引)	中小企業・農林水産業輸出代金保険	出荷した貨物の代金が、仕向地等でのカントリーリスク(外貨規制等)や輸出相手先の破産や資金繰り悪化により支払が不能となった場合に輸出者が被る損失をカバー。本保険は、船積後の代金回収不能による損失のみを補填する。 ※中堅・中小企業及び農業従事者専用の保険。	本邦から輸出を行う日本企業(貨物や金額に制限なし)	日本貿易保険(NEXI)	本店営業第一部 Tel:0120-672-094 大阪支店 Tel:0120-649-818
18	保険(融資)	貿易代金貸付保険(バイヤーズ・クレジット)	日本企業が機械・設備等を輸出する場合であって、その機械・設備等を輸入する海外輸入者に対し日本の銀行等が当該機器代金相当額を融資した場合に、カントリーリスク等や融資先の破産・債務の履行遅滞等により、貸し出した資金が返済不能となることによる損失を補填する。(大型の農業機械・設備や農産品加工設備等の輸出などに適した保険)。	農業機械・設備等を輸出する日本企業、外国の輸入者に融資する日本の銀行等	日本貿易保険(NEXI)	本店営業第二部 Tel:03-3512-7670
19	保険(融資)	海外事業資金貸付保険	日本の企業、銀行等が、本邦外で行われるプロジェクト等のために外国の政府や企業に長期の事業資金を融資した場合、または、外国の政府や企業が事業に必要な長期資金を調達するために発行した債券を購入した場合に、カントリーリスク等や融資先の破産・債務の履行遅滞等により、貸付金や債券の償還が受けられないことによる損失を補填する。(日本企業が行う海外での大規模農業関連事業で生産品が日本に輸出されるような事業などに適した保険)。	海外で事業を行う日本企業、海外法人に出資する日本企業、当該事業のために融資する日本の銀行等	日本貿易保険(NEXI)	本店 営業第二部 Tel:03-3512-7670

No.	区分	支援ツール名	支援内容	支援対象	連絡先	
					組織名	電話番号等
20	保険(投資)	海外投資保険	日本企業が海外で行った投資(出資、株式等の購入、不動産や権利の取得)について、戦争・テロ・天災等の不可抗力、外国政府による権利侵害や外貨送金規制による配当金等の送金不能等に伴う損失を補填する。(日本企業が農業関連事業に出資する場合などに適した保険)。	外国企業への出資、外国における権利の取得をする日本企業	日本貿易保険(NEXI)	本店営業第一部 Tel:03-3512-7668
21	資金調達(出資等)	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)の機能	GFVC構築に資するコールドチェーン対応の物流施設の整備・運営などを含む、交通事業・都市開発事業の海外市場への我が国事業者の参入促進を図るため、日本企業と共に「出資」と「事業参画」を一体的に行う。	日本企業が実施する事業	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)	代表 Tel:03-5293-6700
22	資金調達(出資等)	株式会社海外需要開拓支援機構の機能	日本の生活文化の特色を生かした魅力ある商品、役務(例えばコンテンツ、衣食住関連、サービス、先端テクノロジー、レジャー、地域産品、伝統産品、教育、観光等)の海外需要を開拓する事業に対し、出資等によりリスクマネーを供給。	民間企業等	株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)	投資についてのお問い合わせ 投資連携・促進グループ Tel:03-6406-7675
23	資金調達(出資等)	株式会社農林漁業成長産業化支援機構の機能	農林漁業の成長産業化を総合的に支援するため、以下の取組に対し出資等を行う。 ①農林漁業者が主体となって6次産業化に取り組むもの ②農業生産関連事業における事業再編(肥料・農薬・配合飼料製造、食品卸売・小売・製造)又は事業参入(農業用機械製造、種苗生産卸売) ③食品等流通事業者が行う食品等流通合理化の取組 [関連リンク: http://www.a-five-j.co.jp/business/]	①6次産業化・地産地消法により認定を受けた農林漁業者等 ②農業競争力強化支援法により認定を受けた農業生産関連事業者等 ③食品等流通法により認定を受けた食品等流通事業者	株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)	代表 Tel:03-5215-5223
24	資金調達(融資)	海外展開・事業再編資金	経済の構造的変化に適応するために中小企業・小規模事業者が行う海外の地域における事業の開始や拡大、又は再編等を支援するため、必要な設備資金および運転資金を融資。	中小企業・小規模事業者	日本政策金融公庫(国民生活事業・中小企業事業)	事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505
25	資金調達(融資)	海外展開・事業再編資金(外貨貸付)	海外展開・事業再編資金の貸付対象に該当する方に、必要な設備資金および運転資金を外貨(米ドル)にて融資。	中小企業・小規模事業者	日本政策金融公庫(中小企業事業)	事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505

No.	区分	支援ツール名	支援内容	支援対象	連絡先	
					組織名	電話番号等
26	資金調達(信用状)	スタンドバイ・クレジット制度	中小企業・小規模事業者の海外現地法人等が、日本公庫と提携する海外金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために日本公庫がスタンドバイ・クレジット(信用状)を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援。「経営革新計画」、「異分野連携新事業分野開拓計画」、「経営力向上計画」、「地域産業資源活用事業計画」、「農商工等連携事業計画」、「事業再編計画」、「事業参入計画」、「食品等流通合理化計画」のいずれかの承認または認定を受けた方が対象となります。	中小企業・小規模事業者	日本政策金融公庫(中小企業事業)	事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505
27	資金調達(融資)	輸出支援の融資制度	農林漁業者や、食品事業を営む中小企業者が、自らの経営改善や国内農林漁業の振興のために、海外へ国産農産物やその他加工品を輸出する場合、または農業者が国産農産物を海外で販売する場合に必要な資金を融資。	農林漁業者 食品事業者(中小企業者)	日本政策金融公庫(農林水産事業)	事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505
28	求人・人材情報の提供	国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER	登録企業は求人情報の掲載が無料で可能。また、個人登録者が公開しているプロフィールを閲覧し、関心ある人材に企業側からアプローチすることができる。企業が行うセミナーやイベント等のサイトへの掲載を通じた広報も可能。 ※求人に関し、斡旋、マッチングは行っていませんので留意願います。	海外(途上国)経験を有する人材の活用を目指す企業等	国際協力機構(JICA)	国際協力人材部人材養成課 Tel:03-5226-6785 http://partner.jica.go.jp/
29	経済協力	海外投融资	開発途上国の開発に資する民間企業等が行う事業に対して、融資・出資により支援を行う。既存金融機関のみでは対応できない事業に対して、途上国において多数の実績を有するJICAがリスクを取りつつ支援を行い、事業の実現に貢献することを目的とする(対象分野:インフラ・成長加速、SDG・貧困削減、気候変動対策)。	民間企業等	国際協力機構(JICA)	民間連携事業部海外投融资課 Tel:03-5226-8980 http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/index.html
30	経済協力	基礎調査	途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの検討に必要な基礎情報の収集を行う委託事業。(原則850万円(遠隔地の場合は980万円)を上限)	中小企業等※1	国際協力機構(JICA)	民間連携事業部企業連携第一課、第二課 Tel:03-5226-3491 https://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html
31	経済協力	案件化調査	途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品・ノウハウ等を活用したビジネスアイデアやODA事業での活用可能性を検討し、ビジネスモデルを策定する委託事業。(①中小企業支援型:中小企業等(※1)を対象に、原則3千万円、大型の機材輸送を伴う案件については最大5千万円を上限、②SDGsビジネス支援型:大企業等を対象に原則850万円を上限)	民間企業等※1	国際協力機構(JICA)	民間連携事業部企業連携第一課、第二課 Tel:03-5226-3491 https://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html

No.	区分	支援ツール名	支援内容	支援対象	連絡先	
					組織名	電話番号等
32	経済協力	草の根技術協力事業(地域活性化特別枠)	地方自治体が主体となり、地方自治体、地域経済団体、大学、企業及びNGO等が有する技術・経験を活用してこれらの機関が開発途上地域に貢献することを支援すると共に、開発途上国の様々な需要・ニーズを日本各地のリソースと積極的に結びつけ、国際化を支援することによって、地域の活性化を促進することを目的とするもの。(6千万円を上限とする委託事業)	事業提案は地方自治体。但し、提案自治体が指定する法人、NGO、民間企業等の団体が実際の事業実施を行うことは可	国際協力機構(JICA)	国内事業部市民参加推進課 Tel:03-5226-8789 http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/what/chiikikeizai.html
33	経済協力	普及・実証・ビジネス化事業	途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA事業での活用可能性の検討等を通じ、事業計画案を策定する委託事業。(①中小企業支援型: 中小企業等(※1)を対象に、最大1.5億円を上限、②SDGsビジネス支援型: 大企業等を対象に原則5,000万円を上限)	民間企業等※1	国際協力機構(JICA)	民間連携事業部企業連携第一課、第二課 Tel:03-5226-3491 https://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html

※1 企画書提出時点で日本の法律に基づき設立された日本登記法人の中小企業(中小企業の定義は中小企業基本法第二条、及び株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第2項に基づく)、または中小企業団体の組織に関する法律に定める中小企業団体の一部(事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、及び商工組合)で、会社または団体設立後1年以上経過している者を指す。案件化調査と普及・実証・ビジネス化事業は中堅企業(資本金の額又は出資金の総額が10億円以下の者)を含む。